

# 大分県の入札契約制度に係る平成27年度の運用方針等について

平成27年3月11日  
大分県土木建築部  
公共工事入札管理室

## 1 一般競争入札の対象金額

### (1) 経緯

- 平成14年4月～ 2億円以上の工事
- 平成16年4月～ 1億円以上の工事
- 平成19年7月～ 5千万円以上の工事
- 平成20年4月～ 4千万円以上の工事 ※現行基準
- 平成21年度以降 拡大見送り

### (2) 平成27年度も現行基準どおり運用

一般競争入札の対象工事については、競争性・透明性の向上を目的として、平成20年度まで段階的な拡大を行ってきたところであるが、近年、建設業を取り巻く経営環境が大変厳しいことから、平成21年度以降は拡大を見送ってきた。

このような中、昨年（平成26年）6月、将来にわたる工事品質の確保、その中長期的な担い手の育成確保の理念を追加した「品確法等担い手3法<sup>(※1)</sup>」の一体的改正が行われた。

直近の県内建設企業の経営状況は、公共、民間工事とも、建設投資額がやや回復したこともあり、倒産件数、負債総額は低水準で推移し、営業利益率の平均も7年ぶりにプラスに転じる等、僅かながら明るい兆しが見えつつある。

この兆しを堅実なものとし、地域の安全安心を支える、健全な地元中小建設業の育成確保を見据え、一般競争入札の対象金額は、平成27年度も、現行基準どおり4千万円以上とする。

なお、企業の経営状況や入札状況等を引き続き注視していくとともに、競争性確保に配慮する観点から、指名業者数拡大の取組は継続していく。

※1) 品確法等担い手3法：公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の3法の通称

### 《 参 考：県内建設業者の状況及び県発注工事の入札状況》

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
倒産件数（年別）	63件	34件	27件	24件	18件	17件	12件
年間負債総額（年別）	18,863 百万円	4,604 百万円	2,594 百万円	4,390 百万円	7,653 百万円	2,665 百万円	890 百万円
完成工事高営業利益率（年度別）	▲1.06%	▲0.94%	▲0.39%	▲0.88%	▲0.49%	1.10%	---
県発注工事の平均落札率	91.8%	92.4%	91.7%	91.5%	93.6%	94.3%	---

※（倒産件数、年間負債総額）・・・出典：(株)東京商工リサーチ

（完成工事高営業利益率）・・・出典：西日本建設業保証(株)、対象：同社が公共工事の前払金保証を行った法人企業を対象）

（県発注工事）・・・・・・県土木建築部発注工事

## 2 総合評価落札方式の運用方針

### (1)対象工事

平成26年度同様、原則として5千万円以上（建築一式は1億円以上）の工事を対象とする。（一部部局については、必要に応じて対象工事を選定。）

### (2)評価基準の改正について

技能者の活用促進と登録基幹技能者の人数が少ないことによる下請け調達への配慮から、平成26年度より評価項目とした「登録基幹技能者の活用」に加え、「建設マスター<sup>(※2)</sup>の活用」を評価対象に追加する。

また、登録基幹技能者数の増加促進と改正品確法及び基本方針の主旨にある技能労働者の活用促進と労働条件等の改善、並びに適正な額での下請け契約の締結などに配慮し、評価点を0.1点から0.2点にする。

※2)「建設マスター」：最高峰の技能者で、優秀施工者国土交通大臣顕彰者の通称。

建設産業に従事している現役の技能者の中で、第一線の現場作業に従事し、卓越した技能・技術を有している「ものづくりの名人」。

## 3 入札契約適正化法改正<sup>(※3)</sup>に伴う対応

### (1)入札金額内訳書提出の義務化

ダンピング受注の防止や談合等不正行為の排除のため、すべての公共工事の入札において、入札金額内訳書の提出と発注者による適切な確認が、法律上義務づけられた。（法第12条、第13条）

本県においても、今回の法改正に伴い、平成27年4月1日以降の指名通知に係る指名競争入札において、既に対応済みの一般競争入札と同様、入札金額内訳書の提出を求め、開札後、その内容の確認を行うこととする。

ただし、指名競争入札で提出された内訳書の内容審査にあたっては、審査基準（費目合計額の違算、値引き表示等）に該当した場合においても、入札無効とはしない「経過措置期間」を1年間設定する。

なお、入札金額内訳書の書式は、指名通知書に併せて電子入札システムで提供する。

### (2)施工体制台帳の作成・提出義務の拡大(総下請金額の下限撤廃)

施工体制の把握を徹底することにより、施工体制の適正化を図るため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、発注者に提出することが法律上義務づけられた。（法第15条）<sup>(※4)</sup>

本県においても、今回の法改正に伴い、平成27年4月1日以降に大分県との元請契約を締結し、下請契約を締結する全ての元請業者に対して、施工体制台帳の作成とその写しの提出を求め、適正な技術者配置、一括下請け防止等建設法令遵守の推進や、元請下請関係の適正化に取り組むこととする。

※3)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）により、一部改正された。

※4)施工体制台帳は、下請（1次下請のみではなく、2次以降の全ても含む。）として工事施工を請け負う全ての業者名、下請内容、各技術者氏名等を記載した台帳と下請契約書（または請書）の写し等の添付書類で構成される。法改正前は、下請契約額が合計3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）の工事のみ作成、提出が義務づけられていた。（なお、総下請金額の下限撤廃は、公共工事のみに適用されるものである。）

〈問い合わせ先〉大分県土木建築部	公共工事入札管理室
	室長 麻生 卓也 097-506-4522
	主幹 生田 哲也 097-506-4527
	主幹 岡本 克士 097-506-4527